

## 宮城県「核燃料税」の更新

宮城県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の宮城県「核燃料税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割（稼働）：22,300円／千kW／課税期間（3か月） （ただし、廃止措置中は11,150円／千kW／課税期間（3か月））
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）939百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	0.2百万円
課税を行う期間	5年間（令和5年6月21日～令和10年6月20日）

- ・ 令和4年12月14日 宮城県議会にて条例案可決
- ・ 令和5年2月14日 総務大臣協議
- ・ 同年5月19日 総務大臣同意
- ・ 同年6月21日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。